



島根県報

令和7年2月21日（金）

第 5 9 3 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

公立大学法人島根県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部（総 務 課） 2
を改正する規則

【告 示】

令和7年度第4次自衛官募集（防災危機管理課） 2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出（農 村 整 備 課） 3
換地処分（4件）（ ” ） 5
保安林予定森林（2件）（森 林 整 備 課） 5
指定施業要件の変更予定保安林（ ” ） 6
都市計画事業の認可（都 市 計 画 課） 7

【特定調達公告】

空港用5,000立級化学消防車の調達に係る一般競争入札の実施（港 湾 空 港 課） 7

公布された条例等のあらまし

◇公立大学法人島根県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則（規則第4号）

1 規則の概要

地方独立行政法人法の改正に伴う年度計画及び年度評価に係る規定の廃止

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

公立大学法人島根県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月21日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第4号

公立大学法人島根県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人島根県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成19年島根県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第27条第1項」を削る。

第5条から第8条までを次のように改める。

第5条から第8条まで 削除

第10条の2第2項第5号中「及び年度計画」を削る。

第21条中「当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める」を「中期計画に定めた」に改め、「項目ごとに」の次に「、業務の実績及び」を加え、同条各号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の公立大学法人島根県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（次項及び第4項において「新規則」という。）第5条の規定は、令和7年4月1日以後に開始する中期目標の期間に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。次項及び第4項において「法」という。）第27条第1項に規定する年度計画について適用し、同日前に開始した中期目標の期間に係る同項に規定する年度計画については、なお従前の例による。

3 新規則第10条の2の規定は、令和7年4月1日以後に開始する事業年度に係る法第34条第2項に規定する事業報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る同項に規定する事業報告書については、なお従前の例による。

4 新規則第21条の規定は、令和7年4月1日以後に開始する中期目標の期間に係る法第78条の2第2項に規定する報告書について適用し、同日前に開始した中期目標の期間に係る同項に規定する報告書については、なお従前の例による。

告 示

島根県告示第82号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和7年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和7年2月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 募集種目

自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊）

2 応募資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の者
ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において、33歳に達していない者に限る。
- (2) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項各号のいずれにも該当しない者

3 募集期間

令和7年3月1日（土）から同年5月7日（水）まで

4 試験種目

筆記試験（国語・数学・地理・歴史・公民・作文）・口述試験・適性検査・身体検査・経歴評定

5 試験期日・試験場

- (1) 筆記試験・適性検査

令和7年5月17日（土）

ウェブ試験方式で実施する。試験場は、受付時に通知する。

- (2) 口述試験・身体検査

令和7年5月24日（土）

陸上自衛隊出雲駐屯地（出雲市松寄下町1142-1）

6 採用予定日

採用予定通知書により通知する。

7 問合せ先

自衛隊島根地方協力本部

松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

島根県告示第83号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があつたので、同条第18項の規定により告示する。

令和7年2月21日

島根県知事 丸 山 達 也

出雲市斐川土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

持田 幹男 出雲市斐川町中洲1385番地

勝部 越 出雲市斐川町原鹿905番地

伊藤 裕 出雲市斐川町三絡1041番地

鬼村 岩男 出雲市斐川町出西1794番地

竹内 房雄 出雲市斐川町併川898番地

三加茂政信 出雲市斐川町阿宮408番地5

伊藤 猛 出雲市斐川町上直江1324番地

内田 勝 出雲市斐川町富村1055番地

伊藤 太省 出雲市斐川町直江2344番地

遠藤 清 出雲市斐川町美南495番地
飯塚 陽治 出雲市斐川町学頭398番地
嶋田 昭人 出雲市斐川町上庄原477番地
高島 秀夫 出雲市斐川町沖洲1810番地
常松 幹夫 出雲市斐川町黒目2010番地
佐藤 好幸 出雲市斐川町三分市3191番地
玉木 幸康 出雲市斐川町坂田1427番地
福間 雄二 出雲市島村町8番地
飯塚 順子 出雲市斐川町三分市515番地

監事

小島 恭一 出雲市斐川町莊原3878番地
小村 浩二 出雲市斐川町鳥井1145番地
錦織 敬史 出雲市斐川町中洲485番地
渡部 明孝 松江市西持田町6番地1

2 就任年月日

令和6年12月4日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

遠藤 泰夫 出雲市斐川町福富305番地
星野 勉 出雲市斐川町阿宮122番地
曾田 良廣 出雲市斐川町坂田2671番地
山根 功一 出雲市斐川町神水1590番地
竹内 房雄 出雲市斐川町併川898番地
赤木 紀孝 出雲市斐川町名島538番地
内田 勝 出雲市斐川町富村1055番地
伊藤 太省 出雲市斐川町直江2344番地
勝部 赳 出雲市斐川町原鹿905番地
新宮 卓 出雲市斐川町莊原3230番地
伊藤 裕 出雲市斐川町三絡1041番地
糸賀 幸男 出雲市斐川町上庄原1550番地
須山 恭治 出雲市斐川町沖洲1580番地
錦織 敬史 出雲市斐川町中洲485番地
錦織 一男 出雲市斐川町黒目1560番地
佐藤 好幸 出雲市斐川町三分市3191番地
福間 雄二 出雲市島村町8番地
高木 正巳 出雲市斐川町学頭894番地4

監事

伊藤 徳悦 出雲市斐川町坂田957番地
鬼村 岩男 出雲市斐川町出西1794番地
北村 一夫 出雲市斐川町今在家640番地
渡部 明孝 松江市西持田町6番地1

島根県告示第84号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和7年2月7日付けで県営土地改良事業に係る野城地区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和7年2月21日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第85号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和7年2月7日付けで県営土地改良事業に係る福光地区（1工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和7年2月21日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第86号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和7年2月7日付けで県営土地改良事業に係る西谷上地区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和7年2月21日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第87号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和7年2月7日付けで県営土地改良事業に係る雲南中央地区（下遠所工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和7年2月21日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第88号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年2月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

江津市浅利町655、656-1、656-2、1741-3、1742-3、1742-8、1743-3、1748-1、1753-1、1754、1758

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第89号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年2月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町左鑑2017-1、2017-5、2017-8、2018-6、富田口78-1、口83、口83-1、口122、口127、口129、口130-1、口235、口237、口404-1、口404-2、口479-1、口498、口499-1、口575-9、口578

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第90号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年2月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

出雲市湖陵町二部2694-1

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第91号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年2月21日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 施行者の名称
出雲市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
出雲都市計画道路事業3・5・18号 塩冶一の谷線
- 3 事業施行期間
令和7年2月21日から令和15年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
島根県出雲市上塩冶町、上塩冶町字下沢、上塩冶町字大廻本谷、大津町字長者原及び大津町字西谷地内
 - (2) 使用の部分
なし

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和7年2月21日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量
空港用5,000立級化学消防車の調達 1台
 - (2) 入札案件の仕様等
入札説明書のとおり
 - (3) 納入期限
令和10年3月31日（金）
 - (4) 納入場所
島根県隠岐郡隠岐の島町岬町岬1889-12 隠岐空港管理所
- 2 入札方法
 - (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」

という。)により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「5 車両船舶類」小分類「(1)車両類」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県土木部港湾空港課空港整備室

電話 0852-22-6318 F A X 0852-31-6247

電子メール kouwankuukouka-kanrisya@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和7年3月10日（月）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和7年3月10日（月）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。

イ 交付場所

(7) 4の場所

(4) 島根県ホームページ上 (https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和7年3月10日（月）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければ

ならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和7年3月24日（月）午前9時から同月25日（火）午後4時まで

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和7年3月25日（火）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和7年3月25日（火）午前11時までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月26日（水）午前10時

イ 場所

4の場所

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県土木部港湾空港課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Airport Crash Tenders
- (2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. March 24, 2025 to 4 : 00 p.m. March 25, 2025
- (3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. March 25, 2025
(Bids by post must be received by 11 : 00 a.m. on March 25, 2025)
- (4) Date and time of bid opening : 10 : 00 a.m. March 26, 2025
- (5) Contact point for the notice : Harbor and Airport Division, Shimane Prefectural Government, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan
TEL : 0852-22-6318